

「小牧市国民保護計画」を 策定しました

はじめに

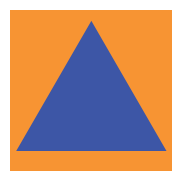
国民保護とは、国民保護法（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）に基づき、外部からの武力攻撃や大規模テロ等から、国民の生命、身体及び財産を保護することを行います。万が一、こうした事態が発生した場合、市民の皆さんの避難や救援、被害の最小化などの国民保護措置を迅速・的確に行うため、小牧市では国民保護計画の策定に取り組んでまいりました。小牧市国民保護協議会において審議された「小牧市国民保護計画（案）」に市民の皆さんからご意見をいただき、この度『小牧市国民保護計画』を策定いたしました。

第4編 復旧等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上で自ら管理する施設及び設備の被害状況を緊急点検するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に、応急の復旧を行います。市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す本格的な復旧の方針に従って、県と連携して実施します。

第5編 緊急対処事態への対処

大規模テロ等の緊急対処事態においても、武力攻撃事態等における国民保護措置に準じた措置（緊急対処保護措置）を実施します。



民間防衛を行う人を識別するための国際的な特殊標章です。

このマークは、ジュネーブ諸条約追加議定書Ⅰに規定されており、民間防衛団体、その要員、建物及び物品の保護並びに避難所を識別するためのものです。デザインは、オレンジ色地に青の正三角形となっています。

参 考

小牧市の国民保護ホームページ

<http://www.city.komaki.aichi.jp/gaiyou/sosiki/somu/syomu.htm>

小牧市国民保護計画の閲覧

小牧市役所 情報公開コーナー（本庁舎2階）

国民保護ポータルサイト（内閣官房）

<http://www.kokuminhogo.go.jp/>

問合せ先 小牧市総務部・総務課

☎ 0568-76-1102

2100

古紙配合率100%再生紙を使用しています

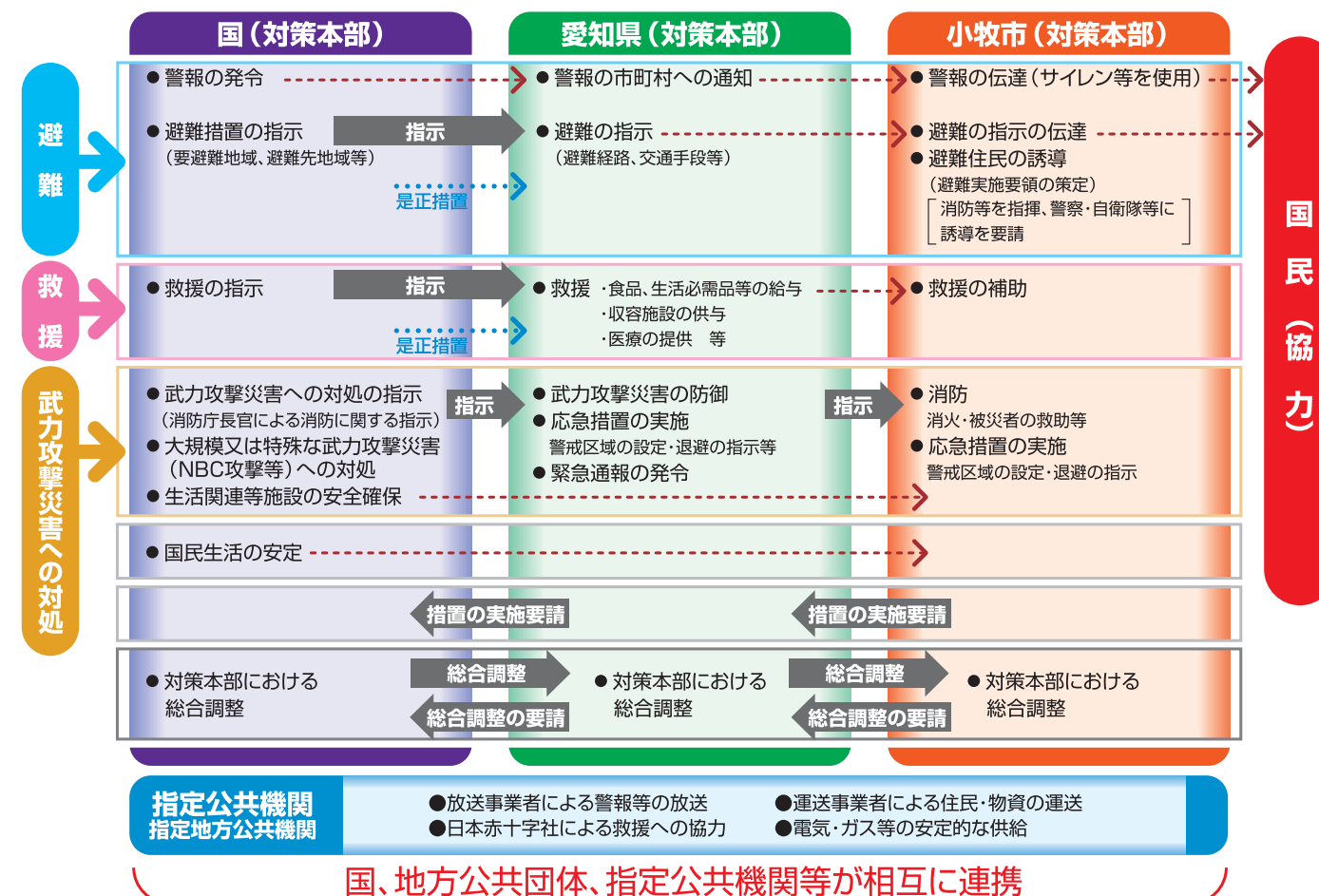
第1編 総 論

■基本方針

市の基本的な方針は、市民の皆さんの協力を得つつ、関係機関と相互に連携協力し、国民保護措置等の的確かつ迅速な実施に万全を期すことです。この場合の留意点は次のとおりです。

- | | |
|------------------|-----------------------------|
| ① 基本的人権の尊重 | ⑤ 国民の協力 |
| ② 国民の権利利益の迅速な救済 | ⑥ 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施 |
| ③ 国民に対する情報提供 | ⑦ 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重 |
| ④ 関係機関相互の連携協力の確保 | ⑧ 国民保護措置等に従事する者等の安全の確保 |

■国民の保護措置の仕組み



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

用語集 「指定行政機関」とは…内閣府及び各省庁など国の中央機関のこと。「指定公共機関」とは…日本赤十字社や電気、ガス、運送、放送事業者などを国が指定。「指定地方公共機関」とは…県内で事業を行う電気、ガス、運送、放送事業者などを知事が指定。

第2編 平素からの備えや予防

市は、武力攻撃事態等が発生した場合に市民の皆さんの生命、身体及び財産を保護するため、次の事項について平素からの備えを行います。

また、武力攻撃事態等においては、市民の皆さん一人ひとりが適切な行動をとる必要があります。そのため、日ごろから、事態に遭遇した場合にどのように対応したらいいのか、その際に必要なものは何かなどについて、家族を含めて心得ておくこと、備えておくことがとても大切です。

■組織・体制の整備について

- 市における組織・体制の整備
- 関係機関との連携体制の整備
- 通信の確保
- 情報収集・提供等の体制整備
- 研修及び訓練

■避難及び救援に関する平素からの備え

- 避難施設のリスト整備
- 隣接市町との連携確保
- 避難実施要領、パターンの作成
- 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握

■物資及び資材の備蓄、整備

- 市の備蓄物資、資材の確保

■国民保護に関する啓発

- 国民保護に関する正しい知識の普及
- 住民のとるべき行動についての周知



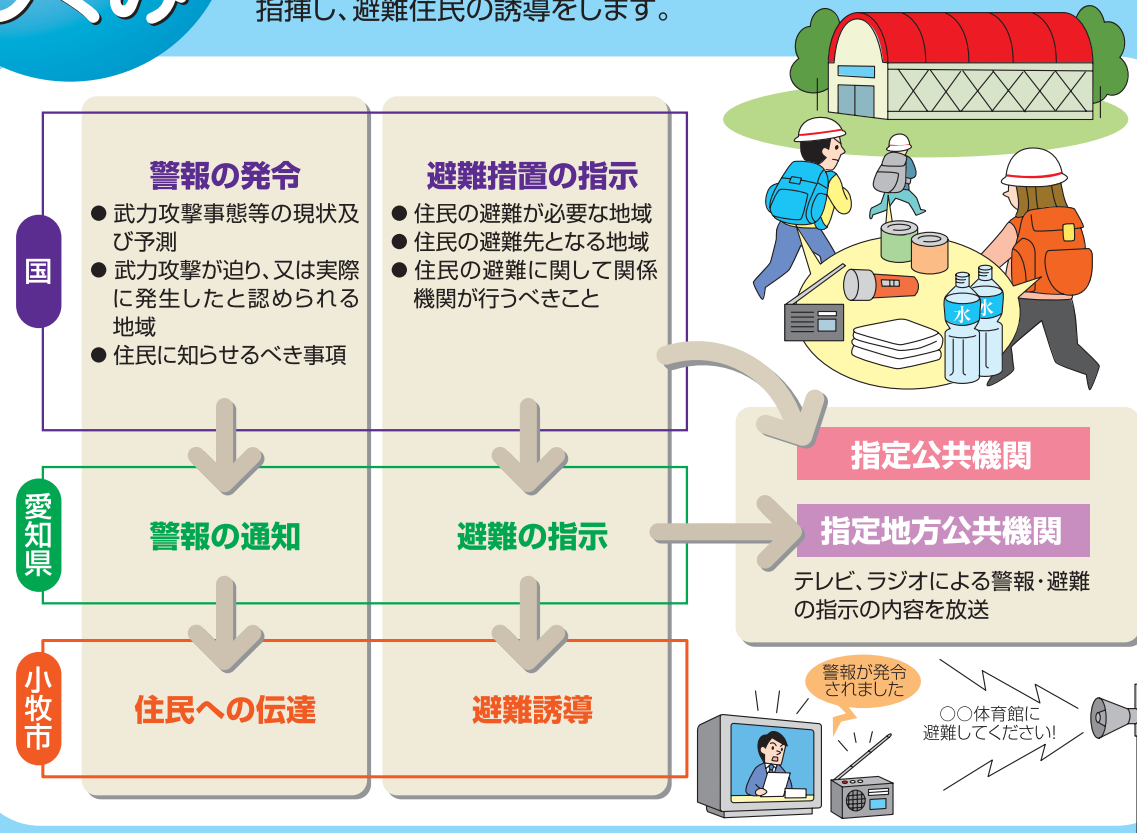
第3編 武力攻撃事態等への対処

武力攻撃事態等が発生した場合、市は対策本部を設置し、「避難」、「救援」、「武力攻撃に伴う被害の最小化」の**三つの柱**に重点をおいて対処します。

避難のしくみ

日本に対する武力攻撃が迫ったとき、国は、情報を把握し、国民に警報を発令します。また、避難の必要があると認めた場合は、知事に避難措置の実施の指示をします。

知事は市長を経由して、住民への避難の指示をします。市長は、消防等を指揮し、避難住民の誘導をします。

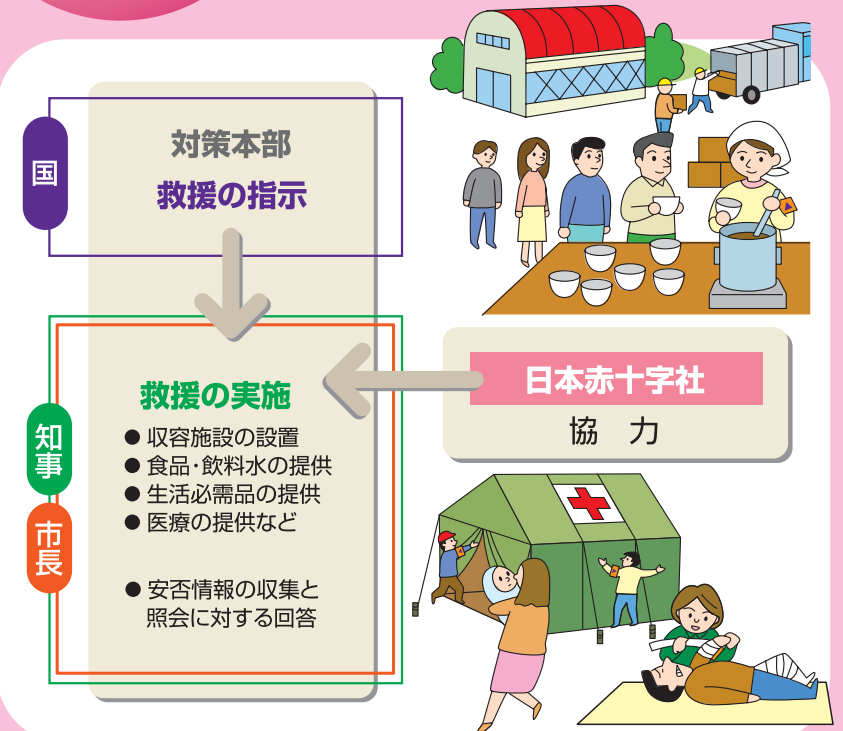


避難に当たっては、市長が、避難の経路や手段などを記載した避難実施要領を定め、市民の皆さんに伝達することになっています。市が行う誘導に従って、適切に避難してください(自家用車による避難は、原則禁止です)。

救援のしくみ

国は、避難した後の住民の生活を救援するため、避難先を管轄する知事に、救援活動を行うよう指示をします。

なお、知事及び市長は、対策本部からの指示を待ついとまがないときは、指示を待たないで救援を行うことができます。



市民の皆さんには、市が実施する避難住民や被災者への救援をはじめ、避難住民の誘導、被災者の救助などに関して、協力を要請することがあります。こうした場合には、自発的にご協力いただくようお願いいたします。

武力攻撃に伴う被害の最小化

国・県・市が協力して、武力攻撃に伴う被害をできるだけ小さくするために必要な措置を行います。

生活関連等施設

- 安全の確保
- 警備の強化
- 立入制限など

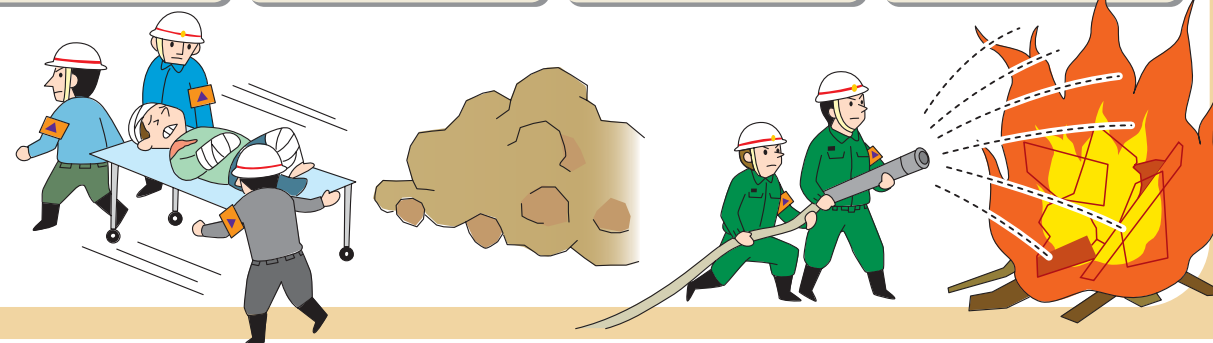
危険物、毒物、劇物、高圧ガスなどの取扱所

- 製造等の禁止・制限など

警戒区域の設定

- 区域内への立入制限
- 立入禁止
- 退去命令

消防 消 火 救 助 活動



ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合などにおいて、現場からの情報により緊急の必要があると認めるときは、警報の発令がない場合においても、迅速に緊急通報を発令します。また、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急の必要があると認めるときは、応急措置として、屋内などへの退避を指示したり、警戒区域を設定しますので、ご協力をお願いいたします。